



新制度の保育料②

(1号認定児と2号認定児)

Memo

1号認定児は保育を必要としない子（これまでの幼稚園児相当）

2号認定児は保育を必要とする子（これまでの保育園児相当）

1号認定と2号認定の保育料の違い

新制度で区分される1号認定児と2号認定児は、基本負担額も異なります。これは2つの基本額の根拠がそれぞれ別の制度をもとにしているためです。

1号認定児の基本負担額は、全国の幼稚園保育料の平均値から就園奨励費の減免分を引いたものを参考にしており、2号認定児の基本負担額は、公立保育園の保育料を参考にしています。

基本負担額の基本的な仕組みと、1号認定児の基本負担額については【新制度の保育料①】をご覧ください。

○国が定めた基本負担額（2号認定児）

以下は、国が定めた「2号認定児」の基本負担額のイメージです。この額を上限に市が基本負担額を定めています。（今後、変更になる場合があります。）

【2号認定の基本負担額】		基本負担額（月額）		
区 分		第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯		0	0	0
市町村 民税 所得割 課税額	非課税世帯	6,000	3,000	0
	非課税世帯（所得税非課税世帯）	16,500	8,250	0
	1 ～ 96,999	27,000	13,500	0
	97,000 ～ 168,999	41,500	20,750	0
	169,000 ～ 300,999	58,000	29,000	0
	301,000 ～ 396,999	77,000	38,500	0
	397,000 ～	101,000	50,500	0

（円）

※上記は保育標準時間（【保育を必要とする子と必要としない子の区分】の保育の量を参考）の場合です。

保育短時間の場合の保育料は概ね1.7%減されたものが示されます。

※2号認定児の多子軽減は小学校就学前までの範囲で、最年長の子から順に数えます。

※多子軽減は4月に変更いたします。（4月に第1子が小学1年生になったらその時点で多子軽減の対象から外れます。）

藤沢市の基本負担額は、まだ決まっておりません。
基本負担額に含まれる範囲(預かり保育料・給食費用など)など、
確実な情報が決定し次第、保護者の皆様にもお知らせいたします。

○特定負担額・実費徴収

特定負担額と実費徴収に関しましては1号認定児と同じように扱いますので、【新制度の保育料①】をご覧ください。